

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する指針

本指針は、令和8年4月10日に締結した「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」（以下「協定」という。）第18条に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものである。

1 用語の定義

- (1) この指針において「手引き」とは、日本水道協会発行の「地震等緊急時対応の手引き」をいう。
- (2) この指針において「手引き様式」とは、手引きの様式をいう。
- (3) この指針において「先遣調査隊」とは、手引きに定めるものと同一であり、被害状況を早期に調査・把握するとともに、応援要請の決定及び受入体制が速やかに行われるようにすることを目的として被災会員へ派遣される部隊をいう。
- (4) この指針において「現地調整隊」とは、手引きに定めるものと同一であり、被害情報の把握・集約や関係者への情報共有を図ることにより応援活動に係る調整、国・関係団体等との連絡調整を図り円滑な応援体制の確立に寄与することを目的として被災会員へ派遣される部隊をいう。

2 相互応援に向けた態勢確保

- (1) 地方支部長及び県支部長は、各支部内で災害等が現に発生し又は発生するおそれがある場合に、災害等の種別に応じて別表1のとおり相互応援に向けた態勢を確保する。

3 情報連絡（第3条関係）

- (1) 県支部長は、県支部内で震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害により甚大な水道の被害が現に発生し又は発生するおそれがある場合に、水道の被害状況や応援要請の有無等を確認のうえ、その結果を地方支部長に連絡する。この場合において県支部長への連絡の無い会員に対しては、県支部長の働きかけにより連絡体制を確立し、被害状況等の早期把握に努める。
- (2) (1)において連絡を受けた地方支部長は、連絡のあった県支部長以外の県支部長に情報連絡（応援要請がない場合には電子メールやFAX等による情報連絡）を行う。(1)の場合において連絡の無い県支部に対しては、地方支部長の働きかけにより連絡体制を確立し、被害状況等の早期把握に努める。
- (3) 地方支部長は、土日祝祭日及び夜間等においても県支部長との情報連絡が可能となる災害時連絡表を年度当初に作成し、県支部長に配付する。
- (4) 地方支部長は、災害時における情報連絡体制を確保するため、地方支部及び県支部の事務局に災害時に活用できる通信手段を配備する。
- (5) 地方支部長及び県支部長は上記通信手段の他、固定電話や携帯電話、電子メール、FAX、コミュニケーションアプリ等を活用して災害時における情報連絡体制を確立する。
- (6) 地方支部長及び県支部長は、通常利用する通信手段による連絡が不能となった場合を想定し、平時より災害時に活用できる通信手段による通話確認等を行い情報連絡体制の確立に向けた準備をしておく。

4 情報連絡調整（第4条関係）

（1）被災県支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①被災会員との連絡調整
- ②地方支部長との連絡調整
- ③水道の被害等に関する情報収集及び応援受入体制の調整支援（震度6（強）以上の地震又は被災会員との協議により、被災県支部内の会員等を先遣調査隊として現地に派遣）
- ④被災県支部内の被害状況の取りまとめ
- ⑤被災県支部内の応援会員及び地方支部長に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ⑥必要に応じて東北地方整備局への被害状況や応援要請等の情報共有
- ⑦前各号のほか必要な事項

（2）応援県支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①応援会員との連絡調整
- ②地方支部長との連絡調整
- ③応援県支部内の応援会員に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ④応援県支部内の応援活動状況の取りまとめ
- ⑤前各号のほか必要な事項

（3）地方支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①被災県支部長との連絡調整
- ②応援県支部長との連絡調整
- ③日本水道協会本部との連絡調整
- ④応援受入体制の調整支援（震度6（強）以上の地震において、被災県支部からの派遣が困難な場合又は関係支部長との協議により、地方支部内の会員等を先遣調査隊として現地に派遣
※震度6（弱）以下の地震又はその他災害等については被災会員との協議により派遣）
- ⑤水道の被害等に関する情報収集（広域災害等において日本水道協会救援本部からの派遣が困難な場合または今後複数の地方支部に応援が拡大することが想定される場合、日本水道協会救援本部長からの依頼又は必要に応じて、関係県支部長と調整のうえ、地方支部内の会員等を現地調整隊として現地に派遣）
- ⑥地方支部内の被災状況の取りまとめ
- ⑦応援県支部長及び日本水道協会本部に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ⑧地方支部内の応援活動状況の取りまとめ
- ⑨前各号のほか必要な事項

（4）地方支部長及び県支部長は、被災会員と調整のうえ、日本水道協会の枠組み以外による応援活動（都市間協定、全国市長会、全国町村会、自衛隊等）についても適宜情報集約するよう努める。

（5）地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、地方支部長の職務を代行又は補佐する会員については、別表2を参考に地方支部長が決定する。

（6）情報連絡調整に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。

情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー（東北地方支部資料1）

被害・応援要請情報（手引き様式2）

先遣調査隊の派遣について（手引き様式3）

(1) 地方支部現地救援本部は、地方支部長、被災県支部長、応援県支部長、応援会員、その他必要がある者により構成する。

(3) 地方支部現地救援本部の役割は、以下のとおりとする。

- (4) 地方支部現地救援本部に関する書類様式は、以下のとおりとする。

6 応援要請（第6条関係）

-
- The flowchart illustrates the process for disaster relief in the Tohoku region. It starts with a yellow arrow pointing to the right, labeled ': 応援要請' (Request for Support). This arrow leads to a box labeled '日本水道協会本部' (Japan Waterworks Association Headquarters). From the headquarters, a yellow arrow points down to a box labeled '東北地方支部' (Tohoku Regional Branch). Above this arrow is a blue box with the text '東北地方支部内での対応が困難な場合' (When response within the Tohoku Regional Branch is difficult). From the '東北地方支部' box, a yellow arrow points down to a box labeled '被災県' (Disaster-stricken Prefecture). Above this arrow is a blue box with the text '県支部内での対応が困難な場合' (When response within the prefectural branch is difficult). From the '被災県' box, a yellow arrow points down to a box labeled '被災県支部' (Disaster-stricken Prefectural Branch). From the '被災県支部' box, a yellow arrow points down to a box labeled '被災会員' (Disaster-stricken Member), which is accompanied by a yellow starburst labeled '災害' (Disaster). From the '被災県支部' box, two yellow arrows point down to two boxes labeled '応援会員' (Support Member). From the '東北地方支部' box, two yellow arrows point down to two boxes labeled '応援県支部' (Support Prefectural Branch). From each '応援県支部' box, two yellow arrows point down to two boxes labeled '応援会員' (Support Member).

- ①被害の状況
- ②要請する応援活動の内容
- ③必要とする応援隊の班数
- ④必要とする資機材等の品目及び数量
- ⑤応援活動の期間及び場所
- ⑥参集場所（参集場所までの経路図を）
- ⑦連絡担当者等
- ⑧前各号のほか必要な事項

- 3 -

- (4) 感染症のまん延などにより、東北地方支部内において都市間・地域間の移動が制限されている場合であっても、応援要請を行うことができるものとする。ただし、応援会員の都市間・地域間の移動が法令等に違反する場合を除く。(東北地方支部資料2)
- (5) 応援要請に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。
 - 情報連絡・応援要請・応援活動フロー(東北地方支部資料1)
 - 被害・応援要請情報(手引き様式2)
 - 応援要請書(手引き様式5)
 - 応援要請書(地方支部・県支部用)(応援様式1)

7 応援活動(第7条関係)

- (1) 被災会員は、応援活動を指揮する。
- (2) 応援隊は、被災会員の指示に従い応援活動を行う。
- (3) 応援会員は、応援隊の交替に際して応援活動の内容が確実に引き継がれるよう配慮する。

8 応急給水(第7条(1)関係)

- (1) 会員は、応急給水隊の受け入れを想定し、円滑な応急給水活動が展開できるよう、以下の事項が明記された応急給水マニュアル等を準備しておくこと。
 - ① 応急給水の方法
 - ② 給水基地となる水道施設等
 - ③ 応急給水拠点の位置
 - ④ 給水車、資機材等の保有リスト
 - ⑤ 応急給水作業に関する指示・報告書類の様式
 - ⑥ 応急給水隊との連絡方法
- (2) 県支部長は、県支部内の会員が作成した応急給水マニュアル等の内容の把握に努める。
- (3) 被災会員は、応急給水を行うにあたり、応急給水計画を策定し、その計画に基づいて応急給水隊の応援活動を指揮する。
- (4) 被災会員及び応援会員は、応援活動にあたり感染症の影響が懸念される場合においては、資料2を準用した対策を講じる。
- (5) 応急給水に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。
 - 情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー(東北地方支部資料1)
 - 給水車準備・活動状況(手引き様式6)(手入力用)
 - 給水車準備・活動状況(手引き様式6)(給水車DB連動版)
 - 応急給水応援体制報告書(手引き様式15)
 - 応急給水作業指示書(手引き様式16(表))
 - 応急給水作業報告書(手引き様式16(裏))
 - 応急給水作業予定表(手引き様式17)
 - 応急給水作業集約表(手引き様式18)
 - 水道施設被害状況等調査票(手引き様式19)

9 応急復旧(第7条(2)関係)

- (1) 会員は、応急復旧隊の受け入れを想定し、円滑な応急復旧活動が展開できるよう、以下の事

項が明記された応急復旧マニュアル等を準備しておくこと。

- ①応急復旧の方法
- ②復旧優先路線の設定
- ③応急復旧の手順
- ④用地、資機材等の確保
- ⑤施設図、配水系統図、配水系統変更図等
- ⑥応急復旧作業に関する指示・報告書類の様式
- ⑦応急復旧隊との連絡方法
- ⑧応急復旧作業記録の整備

(2) 県支部長は、県支部内の会員が作成した応急復旧マニュアル等の内容の把握に努める。

(3) 被災会員は、応急復旧を行うにあたり、応急復旧計画を策定し、その計画に基づいて応急復旧隊の応援活動を指揮する。

(4) 被災会員及び応援会員は、応援活動にあたり感染症の影響が懸念される場合においては、資料2を準用した対策を講じる。

(5) 応急復旧に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。

情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー（東北地方支部資料1）

応急復旧応援班準備・活動状況（応援様式2）

応急復旧現地活動状況（手引き様式7）

応急復旧応援体制報告書（手引き様式20）

漏水調査受付書（手引き様式21（表））

漏水調査報告書（手引き様式21（裏））

応急復旧活動対応表（手引き様式22）

管路修理報告書（手引き様式23）

管路修理集約表（手引き様式24）

管路被害算定表（管種・口径・被害形態別）（手引き様式25）

黒板（撮影表示板）の作成（手引き様式26）

10 資機材の提供（第7条（3）関係）

(1) 会員は、水道の被害が発生した場合の対応に必要な資機材を平時より準備する。（参考資料：別表3及び別表4）

(2) 会員は、資機材の備蓄及び整備状況を年度当初に調査し、その状況を把握する。

(3) 地方支部長は県支部長と協力し、地方支部内の会員による資機材の保有状況を毎年度第1四半期に調査し、調査結果を各県支部長と共有する。（調査様式1～6）

(4) 被災会員は、資機材提供の応援要請に際して、必要となる資機材を選定する。（参考資料：別表3及び別表4）

11 工事事業者等の斡旋（第7条（4）関係）

(1) 会員は、大規模な災害が発生した場合に備え、管工事協同組合及び漏水調査会社との協定締結等により会員以外的人员、資機材及び技術力等について応援や協力が得られる体制の構築に努める。

1 2 応援隊の派遣（第8条関係）

- （1）応援会員は、応援隊を派遣する際に、応援活動の内容に応じて必要な資機材を携行させるほか、必要な装備を携行させる。（参考資料：別表3～5）
- （2）応援会員が応援隊を派遣する場合の基本編成は、以下のとおりとする。
 応急給水隊（別表6）・応急復旧隊（別表7）

1 3 応援隊の受け入れ（第9条関係）

- （1）会員は、協定に基づく応援隊の受け入れを想定し、円滑な受け入れができるよう、応援隊の受け入れマニュアル等を準備しておくこと。
- （2）会員は、協定に基づく応援隊の受け入れを想定し、応援隊の宿泊施設や駐車場、会議室及び電源の確保等について、予め検討しておく。
- （3）被災会員は、応急給水の状況及び被災した水道施設の復旧状況並びに燃料の補給場所等に関する情報を、定期的に応援隊に提供できるよう、定時ミーティング等の機会を設ける。

1 4 中継会員（第10条関係）

- （1）中継会員は、情報が不明確で応援隊の活動場所等が確定されない等の状況において遠方から派遣される応援隊の当面の目的地となる。
- （2）中継会員は、応援隊の休憩場所や応援車両の駐車場の提供等、応援会員の移動補助を目的とした活動を行う。
- （3）中継会員は、応援隊の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、特段の費用負担が生じないように留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、応援活動の費用負担に準じて扱うものとする。
- （4）中継会員に関する書類様式は、以下のとおりとする。
 中継水道事業体使用可能施設報告書（手引き様式8）

1 5 支援拠点会員（第11条関係）

- （1）支援拠点会員の役割は、以下のとおりとする。
 - ①給水基地の提供
 - ②応援隊の宿泊施設確保の補助
 - ③被災県支部長等との情報連絡の補助
- （2）支援拠点会員は、応援隊の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、特段の費用負担が生じないように留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、応援活動の費用負担に準じて扱うものとする。
- （3）支援拠点会員に関する書類様式は、以下のとおりとする。
 支援拠点水道事業体の（設置・変更）について（手引き様式9）

1 6 応援活動の終了（第12条関係）

- （1）応援活動の終了に関する書類様式は以下のとおりとする。
 応援活動に関する（報告・通知）書（応援様式3）

1 7 応援活動の費用負担（第13条関係）

- (1) 被災会員と応援会員の費用負担の区分は別表8のとおりとする。
- (2) 先遣調査隊の活動は応援活動の前提となる行為であるため、派遣に要する費用は被災会員が負担とする。(別表8)
- (3) 会員が自身の判断で現地に赴き水道の被害等に関する情報収集を行う費用については、当該会員の負担とする。ただし、地方支部長の依頼に基づく先遣調査隊としての情報収集を行う場合を除く。
- (4) 応援会員が国及び地方公共団体等から応援活動に要した費用の補填を受けた場合に、被災会員はその補填額を差し引いた金額を負担する。
- (5) 応援会員が応援活動を行うにあたり特別に費用を要した場合には、その費用を被災会員が負担する。
- (6) 応援会員が資機材を被災会員に提供した場合は、協議のうえ当該資機材の同等品又は購入金額により被災会員が負担する。

18 その他

- (1) 災害時の相互応援に関して本指針に定めのない事項については、手引きに記載の方法による。

附則

(適用)

この指針は、平成9年5月1日から適用する。

附則(平成18年3月23日改定)

(適用)

この指針は、平成18年3月23日から適用する。

附則(平成26年4月11日改定)

(適用)

この指針は、平成26年4月11日から適用する。

附則(令和2年8月14日改定)

(適用)

この指針は、令和2年8月14日から適用する。

附則(令和8年4月10日改定)

(適用)

この指針は、令和8年4月10日から適用する。

別表・資料・様式一覧

1. 別表

記号番号	名 称
別表 1	相互応援に向けた東北地方支部長及び県支部長の態勢
別表 2	地方支部長被災時の職務代行・補助者
別表 3	応急給水資機材一覧
別表 4	応急復旧資機材一覧
別表 5	装備品一覧
別表 6	応急給水隊の編成
別表 7	応急復旧隊の編成
別表 8	費用負担の区分

2. 資料

記号番号	名 称
資料 1 ★	情報連絡・応援要請・応援活動フロー
資料 2	新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における応援活動の留意点

3. 調査様式

記号番号	名 称
調査様式 1	資材（管類・継手類）の保有状況
調査様式 2	給水車等の保有状況
調査様式 3	拠点給水用ソフトタンク・バッグ・バルーンの保有状況
調査様式 4	応急給水袋・ポリタンクの保有状況
調査様式 5	その他（ペットボトル・備蓄水等）の保有状況
調査様式 6	事業体毎の機材等保有状況

4. 応援様式

記号番号	名 称
応援様式 1 ★	応援要請書（地方支部・県支部用）
応援様式 2 ★	応急復旧応援班準備・活動状況
応援様式 3	応援活動に関する（報告・通知）書

5. 手引き様式

記号番号	名 称
手引き様式 2 ★	被害・応援要請情報
手引き様式 3	先遣調査隊の派遣について
手引き様式 5 ★	応援要請書（被災事業体用）
手引き様式 6 ★	給水車準備・活動状況
手引き様式 7	応急復旧現地活動状況
手引き様式 8	中継水道事業体使用可能施設報告書
手引き様式 9	支援拠点水道事業体の（設置・変更）について
手引き様式 10	水道給水対策本部の（設置・変更）について
手引き様式 15 ★	応急給水応援体制報告書
手引き様式 16（表）	応急給水作業指示書
手引き様式 16（裏）	応急給水作業報告書
手引き様式 17	応急給水作業予定表
手引き様式 18	応急給水作業集約表
手引き様式 19	水道施設被害状況等調査票
手引き様式 20 ★	応急復旧応援体制報告書
手引き様式 21（表）	漏水調査受付書
手引き様式 21（裏）	漏水調査報告書
手引き様式 22	応急復旧活動対応表
手引き様式 23	管路修理報告書
手引き様式 24	管路修理集約表
手引き様式 25	管路被害算定表（管種・口径・被害形態別）
手引き様式 26	黒板（撮影表示板）作成
手引き様式 28	水道施設の被災・復旧状況一覧表

★：災害発生から応援隊出動までの初動期に使用するフロー及び様式

別表１ 相互応援に向けた東北地方支部長及び県支部長の態勢

１．地震

態勢種別	態勢確保の時期	東北地方支部長及び県支部長の態勢の内容
注意態勢	・各支部内で震度５弱の地震が発生	・情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・状況に応じて上位の配備に移行する態勢を確保する。
警戒態勢	・各支部内で震度５強の地震が発生	・情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に対応する準備を進める。 ・状況に応じて上位の配備に移行する態勢を確保する。
非常態勢	・各支部内で震度６弱以上の地震が発生 ・各支部内で地震による甚大な水道の被害の発生を把握	・情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に迅速に対応できる態勢を確保する。

２．その他災害

態勢種別	態勢確保の時期	東北地方支部長及び県支部長の態勢の内容
注意態勢	・各支部内で大雨等※の特別警報が発表 ・地方支部長の要請	・被害発生時に迅速な情報連絡を行える態勢を確保する。 ・状況に応じて上位の配備に移行する態勢を確保する。
警戒態勢	・特別警報が発表された大雨等※が各支部内で現に発生 ・地方支部長の要請	・会員事業体における被害状況の把握が可能になったと思われる時点で、情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に対応する準備を進める。 ・状況に応じて上位の配備に移行する態勢を確保する。
非常態勢	・各支部内で災害（地震を除く）による甚大な水道の被害の発生を把握	・情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に迅速に対応できる態勢を確保する。

※大雨等：大雨，暴風，暴風雪，大雪，津波，火山噴火

別表２ 地方支部長被災時の職務代行・補助者

以下の優先順位により、職務代行又は補助の対応が可能な者から候補者を選定する。	
優先順位	職務代行・補助者
第１位	青森県支部長
第２位	秋田県支部長
第３位	岩手県支部長
第４位	福島県支部長
第５位	山形県支部長
第６位	宮城県支部長

別表3 応急給水資機材一覧(例)

分 類	応急給水資機材	備 考
車両	給水車 トラック(給水タンク、その他資材等運搬用) 広報車	・給水車は加圧式が望ましい。上水道用可搬式電動ポンプ等の搭載も有効。 ・車両にはカーナビゲーションシステムの設置が有効。 ・季節により凍結対策(チェーン、スタットレスタイヤ装着等)
保安設備	カラーコーン コーンバー 照明機器 発電機* ₂ コードリール	* ₂ その他の作業用電源と共有
安全装備類	安全帯	
給水機材	布ホース* ₁ 仮設給水栓セット エンジンポンプ 水中ポンプ	* ₁ 応急給水に適したもの
給水容器	仮設水槽 給水タンク(トラック架設用) ポリタンク 給水袋	・ポリタンクは10ℓ以下が望ましい。 ・給水袋は6ℓ以下が望ましい。 ・上記の他、持ち運び考慮した容量とする。
その他	携帯用残留塩素計 拡声器(乾電池) 携帯電話(充電器含む) 懐中電灯(乾電池) 携帯ラジオ(乾電池) パソコン(周辺機器含む)* ₃ 携帯無線 救急箱	* ₃ パソコン周辺機器、電源延長コード類、LANケーブル、プリンター(インク含む)、Wifiルーター等

別表4-1 応急復旧資機材一覧（例）【通水及び漏水調査班：水道事業体】

分 類	資機材名称	備 考
車両等	緊急車（指揮車） ライトバン（連絡用）	季節により凍結対策 （チェーン、スタットレスタイヤ装着時）
保安設備	カラーコーン コーンバー ハロゲンランプ 簡易回転灯 交通誘導灯	
安全装備類	安全帯 酸素濃度測定器	
配水調整用資材	制水弁用開栓器（バルブキー） 蓋カギ スタンドパイプ 布ホース 水質測定器（* ₁ ） 残留塩素測定器 色・濁確認容器 簡易流量計	（* ₁ ） 携帯型p h計 携帯型濁色度計等
工具類外	断水コマ等 工具類一式	トルクレンチ、スパナ、ハンマー、 曲尺等
漏水調査器具	相関式漏水発見装置（* ₂ ） 電子式漏水発見器（* ₂ ） 埋設管探知機（* ₂ ） 音聴棒 距離計 水圧ゲージ	（* ₂ ）複数台所有しており携行が可能な場合
その他	携帯電話 携帯無線 懐中電灯（乾電池） カメラ（電池、フィルム、メモリー） 救急箱 パソコン（周辺機器含む）（* ₃ ） 携帯ラジオ トランシーバー ハンドマイク ロープ 酸欠防止用具 予備燃料及び燃料タンク	* ₃ パソコン周辺機器、電源延長コード類、LAN ケーブル、プリンター（インク含む）、WIFI ルーター等

別表4-2 応急復旧資機材一覧（例）【修繕班：工事事業者】

分 類	資機材名称	備 考
車両等	掘削機械（小型バックホウ） 運搬車（クレーン付） 作業車（工作車） ダンプトラック（残土等運搬） ライトバン	季節により凍結対策 （チェーン、スタットレスタイヤ装着 等）
保安設備	工事看板 バリケード カラーコーン コーンバー ハロゲンランプ 簡易回転灯 交通誘導等 発動発電機（* ₁ ） 予備燃料（燃料タンク）（* ₁ ）	（* ₁ ） 他の機器と共有
配水調整用資材	バルブ、止水栓用開栓器 蓋カギ スタンドパイプ 布ホース 水質測定器（* ₅ ）	（* ₅ ） 携帯型 PH 計 携帯型濁色度計等
修理材料	給・配水補修金具等 付属設備 埋め戻し土（真砂土等） 仮復旧合材（常温材） 断水コマ	
接合工具	ビニル管接合工具一式 ポリエチレン管接合工具一式 鉛管接合工具一式 継手接合器材（* ₂ ）	（* ₂ ）トルクレンチ、スパナ、曲尺等
切管工具	リードカッター エンジンカッター ローリングカッター 電気ドリル 穿孔機 コードリール	電子式漏水発見器 埋設管探知機 音聴棒

分 類	資機材名称	備 考
掘削埋戻し工具	<u>黒板（撮影表示板）</u> <u>つるはし</u> <u>スコップ</u> <u>ハンドブレーカー</u> <u>転圧機（*₃）</u> <u>投光器</u> <u>土留め材料（*₄）</u> <u>土のう袋</u> <u>コンクリートカッター</u> <u>コンプレッサー</u>	<u>距離計</u> <u>水圧ゲージ</u> <u>その他</u> <u>配管図</u> <u>携帯無線</u> <u>トランシーバー</u> <u>ハンドマイク</u> <u>ハンマー</u> <u>酸欠防止用具</u>
排水工具	<u>水中ポンプ</u> <u>布ホース</u>	
漏水調査器具	<u>相関式漏水発見装置（*₆）</u> <u>電子式漏水発見器（*₆）</u> <u>埋設管探知機（*₆）</u> <u>音聴棒</u> <u>距離計</u> <u>水圧ゲージ</u>	<u>（*₆）所有しており携行が可能な場合</u>
その他	<u>携帯電話</u> <u>携帯無線</u> <u>携帯ラジオ</u> <u>トランシーバー</u> <u>ハンドマイク</u> <u>懐中電灯</u> <u>カメラ（電池、フィルム、メモリー）</u> <u>ロープ</u> <u>工具類（ハンマー等一式）</u> <u>各種予備電池</u> <u>救急箱</u> <u>酸欠防止用具</u>	

別表5 装備品一覧

1. 応援水道事業体職員であることを証明するもの

品 名	数 量	摘 要
身分証明書	隊員個々に準備	
名札	隊員個々に準備	
運転免許証	隊員個々に準備	
健康保険証	隊員個々に準備	
腕章（事業体名称入り）	隊員の人員分	

2. 派遣時の服装及び携行するもの

品 名	数 量	摘 要
作業着（上下）+着替え+ベルト	隊員個々に準備	※季節により夏用、冬用を持参 ※貸与を受けていない隊員には庶務担当が手配する。 ※安全上長袖着用
雨具、防寒着、安全ベスト	隊員個々に準備	
安全靴、ゴム長靴	隊員個々に準備	
ヘルメット、帽子	隊員個々に準備	
手袋（軍手、皮手袋）	隊員個々に準備	
スニーカー、上履き等（移動時等）	隊員個々に準備	
下着、靴下（派遣日数分+ α ）	隊員個々に準備	※季節を考慮して持参

3. 生活、衛生面で必要なもの

品 名	数 量	摘 要
発電機（小型）	1 台/1 隊当り	※宿泊施設が確保できなかった場合又は水道施設内に宿泊する場合に必要なと考えられる物品を参考列記 ※派遣先に持参する物品を選択
発電機燃料用携行缶	1 個/1 隊当り	
投光器	2 基/1 隊当り	
ドラムコード（50m）	2 個/1 隊当り	
寝具類（寝袋、毛布、枕等）	隊員数分	
テント（隊員宿泊用）		※テント（2～3 人/1 張（感染症対策を要する場合は1 人/1 張）を目安）
簡易シャワー		※受援事業体に確認し要・不要を判断
洗面具（タオル、歯ブラシ等）	隊員個々に準備	※替えや予備を持参すると便利
携帯・簡易トイレ	100 個/1 隊当たり	1 人1 日5 回×5 名×4 日を目安
懐中電灯（電池式、充電式）	3 本×1 隊	
乾電池（単一、単三等）	6 本/1 隊×日数	※応援隊の入れ替え時に補給

4. 調理・給食関係で必要なもの

品 名	数 量	摘 要
携帯用ガスコンロ	2 個/1 隊当り	
ガスボンベ（詰め替え用）	6 本/1 隊当り	
調理器具類（鍋、やかん等）	2 個/1 隊当り	
食器類 A（茶碗類）	×隊員数	
食器類 B（使い捨て容器等）	隊員数×日数×3	
割り箸、使い捨てスプーン等	隊員数×日数×3	
包丁	1 本×1 隊	
まな板	1 枚×1 隊	
缶切り		
電気ポット	1 個×1 隊	

5. 食料等

品 名	数 量	摘 要
飲料水（ペットボトル1.5ℓ）	隊員数×2本×日数	※受援事業体等に確認し、現地の店、コンビニ等の営業状況を確認後、持参物を決定 ※住民に支障のない範囲で現地調達 ※カップ麺、レトルト、缶詰類等の痛まない食品類は次隊に引継ぎ
カップ麺	隊員数×3個×日数	
レトルト食品（白飯、惣菜等）	隊員数×3個×日数	
缶詰類（飯類、惣菜副食類等）	隊員数×3個×日数	
その他食料品	必要に応じて	

6. 救急医療薬品等

品 名	数 量	摘 要
救急箱一式	数種類×必要数	風邪、胃腸薬、外傷薬、目薬
包帯	必要数	
マスク	必要数	粉じん対策、感染症予防
栄養剤（ビタミン剤）	必要数	
フェイスシールド	隊員数	感染症予防
消毒アルコール、除菌スプレー	必要数	感染症予防
使い捨てカイロ		
虫よけスプレー	5本/1隊当り	

7. 車両関係

品 名	数 量	摘 要
タイヤチェーン等	車両台数分	冬期派遣時
E T Cカード	車両台数分	
派遣車両のスペアキー	必要数	受援事業体に預ける（駐車場所の移動に使用）
災害派遣等従事車両証明書	車両台数分	
緊急車両標章（事業体名称入り） （横断幕、マグネット、旗等）	派遣車両数分	輸送用車両、給水隊用、復旧隊用

8. 通信機器・情報機器類

品 名	数 量	摘 要
ノートPC		
携帯電話・スマートフォン		
衛星電話		
デジタルカメラ		記録用
プリンタ		インクカートリッジ含む
携帯ラジオ		
カードリーダー（SDカード等）		PCの仕様
電源延長コード		
OAタップ		

9. その他

品 名	数 量	摘 要
派遣先の地図		
方位磁石		衛星電話の受信方角確認
充電器		カメラ、携帯、電池用
ティッシュペーパー		
文房具一式		ペン、マーカー、付箋、はさみ、ホチキス等

別表6 応急給水隊の編成

編成	○応急給水隊の基本単位を応急給水班とする。 ○応急給水班1班（給水車1台）あたり、2～3名の給水要員による体制を標準とする。 ○トラック等による運搬給水の場合、必要に応じて運転手1名を増員する。 ○3班以上の応急給水班からなる応急給水隊を編成する場合には、被災会員と調整のうえ、指揮監督するための総括責任者を含めて派遣することが望ましい。
派遣期間	○応援活動の継続性、職員の健康等を考慮して、1班あたりの派遣期間は、概ね実働1週間とする。

別表7 応急復旧隊の編成

編成	○応急復旧隊の基本単位を応急復旧班とする。 ○応急復旧班は、総括班、漏水調査班、修理班により構成されることを標準とする。 【総括班】 総括責任者 1名 連絡員 1名 記録者 1名 ・総括責任者は被災会員の責任者と連絡調整し、各班の指揮監督を行う。 ・連絡員は、漏水調査班、修理班との連絡調整を行う。 ・記録者は、作業内容等の応援活動を記録するとともに、連絡員を補助する。 【漏水調査班】1班あたり 漏水調査班（1班）の編成は、以下を標準とするが、被害状況や応援の規模に応じて適宜増員する必要がある。 責任者 1名 作業員 3名 【修理班】1班あたり 修理班（1班）の編成は、配水管と給水管の両方を修理できる編成とし、以下を標準とするが、被害状況や応援の規模に応じて適宜増員する必要がある。 責任者 1名 作業員 5名（施工業者） ・作業員は世話役、配管工、運転手、特殊作業員、普通作業員で構成する。 ・3班以上の応援隊を派遣する場合は、被災事業体の責任者と連絡調整し、指揮監督するための、総括責任者を含め派遣する。
派遣期間	○応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1班あたりの派遣期間は、概ね実働1週間とする。

別表8 費用負担の区分

費 用	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	<u>超過勤務手当</u> <u>深夜勤務手当</u> <u>特殊勤務手当</u> <u>管理職員特別勤務手当</u> <u>旅費（日当含む）</u>	<u>給料</u> <u>地域手当等基本的な手当</u>
材料費	<u>継ぎ手、直管、異形管、</u> <u>弁栓類、弁きょう、鉄蓋類</u> <u>給水袋等 等</u>	
請負工事代金	<u>工事請負費（材料費、労務費、</u> <u>機械器具損料、滞在費、諸経費等）</u>	
委託費	<u>委託費（漏水調査業務等）</u>	
車両、機材等の費用	<u>燃料費（ガソリン、軽油）</u> <u>修理費</u> <u>賃借料</u> <u>輸送料（機材等の輸送に係る有料道路</u> <u>料金、フェリー料金等）</u> <u>寒冷地等に必要な装備等（スタットレ</u> <u>スタイヤ等の賃借料）</u>	<u>損料</u>
滞在費用	<u>食料費（弁当、現地での食事等）</u> <u>宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等</u> <u>宿泊費）</u>	<u>携行する食料費</u> <u>携行する寝袋、テント等</u> <u>被服（防寒服・割当のない職員分・クリーニ</u> <u>ング代）</u> <u>生活用品、その他福利厚生費</u>
その他事務費等	<u>写真代「工事確認用」</u> <u>作業用消耗品</u> <u>通信費（電話料金、FAX、インターネット等）</u> <u>トランシーバー</u> <u>消火器</u> <u>地図</u> <u>コピー代</u>	<u>写真代「記録・報告・広報用」</u> <u>その他事務用品</u>
補償関係費用	<u>応援職員の傷病に対する応急的な処置</u> <u>に係る費用</u> <u>第三者に対する損害賠償金</u> <u>「応援作業中の事故等」</u>	<u>応援職員の災害補償費</u> <u>「出張中の公務災害」</u> <u>第三者に対する損害賠償金</u> <u>「往復途上の事故等」</u>